

特別な休暇制度活用事例

- 配偶者出産休暇
- 家族の介護・傷病休暇

ポイント1

配偶者出産休暇を
出産後でなく出産立会い
などでも利用可能に

ポイント2

働き方支援の相談窓口で
男性社員への
休暇制度活用サポートも



男性の育児と介護の支援を通じて、 安心して働ける企業を目指す

再生可能な自然素材「木」を活用して、「住生活」に関連したあらゆるサービスを提供する住友林業株式会社では、「配偶者出産休暇」「家族の介護・傷病休暇」など、社員やその家族をサポートする休暇制度を導入しています。制度だけではなく、社員同士の家族を知るきっかけを作る「家族の職場参観日」や、働き方の相談窓口「働きかた支援室」を設け、休暇を取りやすい企業風土づくりを進めています。「働きかた支援室」で休暇制度の活用方法などの相談に対応している、産業カウンセラーの牛木尚子さんにお話を伺いました。

法人概要

【設立】1948年
【事業内容】建設業（山林環境事業、木材建材事業、住宅事業、海外事業等）
【従業員数】単体4,417名、連結17,001名（2016年3月現在）

【年次有給休暇の取得率】32.8%（2015年度実績）
【年間休日数】124日
【URL】<http://sfc.jp/>

男性の育児参加を推進する「配偶者出産休暇」 最多で3回の利用者も

子育てをしながら仕事をする社員に対し、法定を上回るサポート体制を整えてきました。男性社員向け法定外休暇「配偶者出産休暇」もその一つです。当初の付与日数は1日でしたが、2006年に3日、2010年に現行の5日間（有給）に変更しました。会社として、男性社員にもしっかりと出産・育児に向き合ってほしいと考えたからです。

休暇取得の期限は、出産から2週間以内です。出産に立ち会いたいとの声も踏まえ、出産日からではなく、出産前でも利用可能な制度としています。3人の子どもが生まれ、合計3回この制度を利用した社員もいます。

「家族の介護・傷病休暇」を設け 家族の介護・看護をサポート

家族の介護や傷病時のサポートのための制度として、有給の「家族の介護・傷病休暇」を設けています。社員は、要介護状態の家族が1人の場合は年10日、2人以上の場合は年15日の有給休暇を取得できます。この休暇制度は、2016年現在の法定の介護休業では対象外となっている、扶養せず同居する祖父母・兄弟姉妹・孫も対象としています。また、そのうち最大5日間まで、家族の傷病看護を理由としても利用できます。さらに、時間単位で取得できるほか、緊急の場合は事後申請も認めており、柔軟な制度となっています。実際に、介護やけがに伴う通院で1～2時間だけ付き添うときや、急病により対応が必要

になったときに利用されるケースが多くなっています。

当社では、男性社員がより育児、介護等に参画できるよう、10年以上、特別休暇の取得を推進してきました。現在では、子どもが生まれた男性社員の約半数が、「配偶者出産休暇」を利用しています。

社員への認知拡大が課題の一つ。 制度利用者の上司や職場の意識も重要

現状の課題は、お子さんが生まれた後に初めて「配偶者出産休暇」を知る人がまだまだ多いこと。女性なら妊娠したとの報告があるため、出産前に状況を把握し、働きかけができますが、男性はその機会が乏しいのです。配偶者の出産を控えた男性社員に制度を知ってもらうことが、一層の活用に欠かせないと考えています。また、特に重要だと考えているのは、「上司の意識」です。私の所属する「働きかた支援室」は、働き方についての相談窓口としての役割を担っていて、男性社員から育児制度についての相談も増えています。そこで、「配偶者出産休暇」をはじめとする育児サポート制度について丁寧に説明し、また、子どもが生まれた社員に支給している「子育て支援一時金」の申請時に、上司が部下の育児関連制度利用の希望を聞き取り、記入・提出する仕組みを設けています。

2014年7月からスタートした「家族の職場参観日」も、休暇取得促進のための取組の一つです。家族に職場を見てもらうだけでなく、「同僚にはこんな家族がいる」と社員同士の相互理解を深めることで、いざというときには周囲が休暇取得を勧めることを期待しています。



生まれた直後の時期に家族一緒に過ごせる喜び

情報システム部 企画グループ 奥村善直さん

2年前の一人目の出生時は「配偶者出産休暇」を知らずに、年次有給休暇を取得しました。その後、制度を利用した同じ部署の社員から制度を教わり、今年2月、二人目が生まれた際に「配偶者出産休暇」を利用しました。遠方の妻の実家での里帰り出産で、まとまった休暇を取らざるを得ない状況だったため、大変助かりました。

出産前後の期間には、私の両親が上の子の世話を手伝うと言ってくれましたが、なるべく自分たち

で何とかしたいと思っていました。この制度で5日間休めたおかげで、両親の負担を軽減でき、自分たちの時間も増やせました。休みを取ることに抵抗を感じる人も、子どもが生まれるときにはこの制度を利用して積極的に休暇を取ってもらえればいいと思います。特に遠方での里帰り出産ですと、生まれたばかりの子どもになかなか会えません。生まれた直後に家族水入らずでじっくりと過ごすことは、とても有意義だと思います。



左/牛木さん、右/奥村さん